

## 【イタリア】上院選挙権年齢の引下げ—2021年憲法改正—

主任調査員 総合調査室 芦田 淳

\* 2021年10月、上院の選挙権年齢を従来の25歳から、下院と同じ18歳に引き下げる憲法改正が確定した。改正の経緯等のほか、どのような理由（論理）に基づくものかを紹介する。

### 1 改正の経緯

#### (1) 両議院の選挙権・被選挙権

憲法<sup>1</sup>は、両議院の選挙権年齢について、「成年に達した男性及び女性の全ての市民は、選挙人である」（第48条第1項）とした上で、「代議院〔下院〕は、普通かつ直接選挙で選出される」（第56条第1項）、「元老院〔上院〕議員は、25歳以上の選挙人により普通かつ直接選挙で選出される」（第58条第1項）という規定を置いていた（下線及び〔 〕内の語は筆者による補記）。さらに、成年とされた下院の選挙権年齢については、1975年3月8日法律第39号<sup>2</sup>により、18歳と具体的に定められている。また、憲法は、下院と上院の被選挙権年齢について、それぞれ25歳（第56条第3項）と40歳（第58条第2項）であると明示している。

#### (2) 改正の過程

こうした選挙権年齢等の差異に対しては、以前から見直しが提案されており、現在の第18立法期（2018年～）においても、2019年1月から5月にかけて4件の関係する憲法改正法律案が下院に提出された。各法律案は、①上院の選挙権年齢を下院と同じにするもの<sup>3</sup>、②上院の選挙権年齢と被選挙権年齢を下院と同じにするもの<sup>4</sup>、③選挙権年齢と被選挙権年齢について、上院は25歳、下院は18歳にそれぞれ統一するもの<sup>5</sup>と内容に幅があり、提出した議員の所属政党も、中道左派から右派にわたっていた。この4法律案は、同年6月、憲法問題委員会において統合され、被選挙権年齢の引下げには合意が得られなかったため、選挙権年齢のみを引き下げる内容の法律案<sup>6</sup>（以下「統合法律案」）とされた。統合法律案は1か条のみから成り、上述した憲法第58条第1項のうち、「25歳以上の選挙人により」の部分の削る規定となっている。統合法律案は、その後、所要の手続を経て<sup>7</sup>、2021年7月8日、国会で可決された。

一般的に、憲法改正法律案は、国会で可決された後、憲法第138条に基づき、一定の要件<sup>8</sup>を

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年1月12日である。

<sup>1</sup> Costituzione della Repubblica Italiana. 以下、イタリアの法令の条文に関しては、同国の法令ポータルサイト（Norm attiva website <<http://www.normattiva.it/>>）を参照した。

<sup>2</sup> L. 8 marzo 1975, n.39, Attribuzione della maggiore età ai cittadini che hanno compiuto il diciottesimo anno e modificazione di altre norme relative alla capacità di agire e al diritto di elettorato. この法律以前、当該年齢は、21歳とされていた。

<sup>3</sup> A.C. n.1826. <<https://documenti.camera.it/leg18/pdl/pdf/leg.18.pdl.camera.1826.18PDL0059210.pdf>>

<sup>4</sup> A.C. n.1511. <<https://documenti.camera.it/leg18/pdl/pdf/leg.18.pdl.camera.1511.18PDL0044130.pdf>>; A.C. n.1647. <<https://documenti.camera.it/leg18/pdl/pdf/leg.18.pdl.camera.1647.18PDL0050910.pdf>>

<sup>5</sup> A.C. n.1873. <<https://documenti.camera.it/leg18/pdl/pdf/leg.18.pdl.camera.1873.18PDL0062820.pdf>>

<sup>6</sup> A.C. n.1511-1647-1826-1873-A. <[https://documenti.camera.it/leg18/pdl/pdf/leg.18.pdl.camera.1511\\_A.18PDL0059740.pdf](https://documenti.camera.it/leg18/pdl/pdf/leg.18.pdl.camera.1511_A.18PDL0059740.pdf)>

<sup>7</sup> 上院の審議において、2018年5月から2019年3月にかけて上院に提出されていた3件の憲法改正法律案（A.S. n.307. <<https://www.senato.it/service/PDF/PDFServer/BGT/01067420.pdf>>; A.S. n.1022. <<https://www.senato.it/service/PDF/PDFServer/BGT/01104032.pdf>>; A.S. n.1116. <<https://www.senato.it/service/PDF/PDFServer/BGT/01106760.pdf>>）内容は全て上院の選挙権年齢を下院と同じにするものも吸収された。

<sup>8</sup> 憲法改正法律案は、各議院の最終表決において、その議員の3分の2に満たない多数で可決された場合、一議院の

満たした場合には、改正の賛否を問う国民投票に付される。しかし、統合法律案については、国民投票の要求がその期限（可決された憲法改正法律の公示日から3か月以内）までに提出されなかったため、国民投票を経ることなく、2021年10月18日憲法的法律第1号<sup>9</sup>として成立した。施行は、2021年11月4日である。

## 2 改正の理由

### (1) 普通選挙との関係

統合法律案の提案理由として、まず、先進民主主義国において、成年に達した18歳から24歳までの者が、政府と信任関係を有する議院<sup>10</sup>の選挙において投票できないことは、基本的な参政権を明らかに不合理な形で制約しており、正当化することができない旨が挙げられている<sup>11</sup>。また、統合法律案に先立つ各法律案の提案理由を要約すると、社会状況等の変化を踏まえた、次のような主張がうかがえる。①成年に達した者全ての選挙権を保障する憲法第48条に対して、上院についてのみ25歳以上に限定する憲法第58条はその例外をなしている。この例外は、現行憲法以前の貴族院型の上院<sup>12</sup>からの過渡期においては正当化され得たとしても、民主主義の成熟した現在においては認められない。②さらに、1975年における下院の選挙権年齢の引下げにより、例外の対象が当初の「21歳から24歳までの間」の4年から「18歳から24歳までの間」の7年に広がっており、問題が大きくなっている。

### (2) 権限が対等な二院制との関係

統合法律案のもう一つの提案理由として、両議院がそれぞれ政府との間に信任関係を持つ現行制度の下、18歳から24歳までの者が下院選挙では投票し、上院選挙では投票しないことが、両議院間で一貫性のない多数派を生み出す可能性を過度に高めることになり、ひいては、政府の形成と維持をより困難にする旨が挙げられている<sup>13</sup>。なお、権限が対等な二院制を安定的に運用するためには、両議院における多数派が一体でなければならないという論理は、これまでも、上院の任期を当初の6年から下院と同じ5年に改める1963年の憲法改正（その後、常に両議院選挙を同日に実施するという運用がなされている。）等の際にも見られたものである。

## 3 改正の影響

今回の改正により、世界的に見て稀有な事例<sup>14</sup>であった下院と上院の選挙権年齢の差異がなくなることとなった。また、直近の2018年両議院選挙の数値を基にすれば、次回以降の上院選挙においては、イタリア国内で約373万人の選挙人が増加することになる<sup>15</sup>。

議員の5分の1、50万人の選挙人又は5つの州議会からの要求があれば、その要求に基づき、国民投票に付される。

<sup>9</sup> L.cost. 18 ottobre 2021, n.1, Modifica all'articolo 58 della Costituzione, in materia di elettorato per l'elezione del Senato della Repubblica.

<sup>10</sup> 一般的には下院がそれに該当するが、イタリアでは下院に加えて上院も政府を信任又は不信任することができる。

<sup>11</sup> *Resoconto stenografico dell'Assemblea della Camera dei Deputati*, Seduta n.213, XVIII Legislatura, 23 luglio 2019, p.3. <<https://documenti.camera.it/leg18/resoconti/assemblea/html/sed0213/stenografico.pdf>>

<sup>12</sup> 提案理由の中で、①上院の名称（Senato）は元来、「賢人」や「年長者」の代表機関という意味であり、当時の上院議員は（選挙ではなく）政府の提案に基づいて国王が任命し、任期は終身とされたこと、②政府は、しばしば議会経験の長い下院議員を上院議員として提案したことに言及した法律案もある。A.S. n.1022, *op.cit.*(7), p.2.

<sup>13</sup> *Resoconto stenografico dell'Assemblea della Camera dei Deputati*, *op.cit.*(11), p.3.

<sup>14</sup> 世界各国・地域の下院及び上院の選挙権年齢を比較した資料においても、改正前のイタリア以外に両議院の選挙権年齢が異なる事例は見当たらない。那須俊貴「主要国における被選挙権年齢（資料）」『レファレンス』No.833, 2020.6, pp.70-71. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11504141\\_po\\_083304.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11504141_po_083304.pdf?contentNo=1)>

<sup>15</sup> Ministero dell'Interno, Eligendo Archivio. <<https://elezionistorico.interno.gov.it/>>